令第百三十七条の二の四の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	その他令第百三十七条の二の四の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の二の四の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の二の五の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	その他令第百三十七条の二の五の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の二の五の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の三の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	その他令第百三十七条の三の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の三の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の四の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	その他令第百三十七条の四の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の四の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の四の二の規定が適用される建築物	（略）	
令第百三十七条の六の規定が適用される建築物	（略）	
令第百三十七条の六の二第二項の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	その他令第百三十七条の六の二第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の六の二第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項

令第百三十七条の三の規定が適用される建築物	各階平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分
令第百三十七条の四の規定が適用される建築物	各階平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分
令第百三十七条の四の三の規定が適用される建築物	（略）	
令第百三十七条の六の規定が適用される建築物	（略）	